

# トルコにおける政府 による知的財産に 関する各種優遇



## ・ 支援制度

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所  
(外国法共同事業)

トルコ弁護士/弁理士\*  
Mine Guner  
(イスタンブール  
所)

トルコ弁護士/弁理士\*  
Ece Gönülal  
(イスタンブール  
事務所)

弁護士  
岡田 次弘  
(東京事務  
事務所)

\*日本では未登録

企業の知的財産権ポートフォリオの確立、その効率的な管理、権利行使、契約交渉等を、46か国に78の事務所を擁する世界的なネットワークを活用してサポートするグローバルな法律事務所。知的財産分野の専門家チームは、商標、特許、著作権、意匠、不当競争、営業秘密、ノウハウ、植物の育成者権等に関わる実務に精通している。トルコ知的財産権については、東京事務所とイスタンブール事務所が緊密に連携してアドバイスを提供している。

## 1. 概要

トルコにおいては、中小企業や個人の特許出願等に対する出願費用等の減免措置は行われていないが、特許・実用新案の登録により、税法上の優遇措置を受けることができる。

法人税法第5条第B項によれば、法人税の納税者は、一定の条件が満たされる限り、産業財産権に関する一定の所得に適用される法人税の免除を受けることができ、外国企業であっても、同じ条件を満たすことで同様にこの法人税の免除を受けることができる。

## 2. 免除対象

### (1) 誰が免税を受けることができるか

対象となるのは、所得税納税者および法人税納税企業である。

トルコの税法上、納税者は Full Tax Payer と Limited Tax Payer に分けられるが、両者とも、この免税を受けることができる。前者は、登記された事務所ま

たは営業所をトルコに有する者のことをいい、後者は、登記された事務所または営業所をトルコに有さないもののことをいう。Limited Tax Payer は、トルコにおける所得にのみ課税される。

したがって、登記された事務所または営業所をトルコに有さない外国企業であっても、産業財産権により得た一定の所得に課される法人税について、一定の条件を満たせば、免除を受けることができる。

## (2) 免除対象となる所得

法人税の納税者が、トルコにおいて、発明のための研究、開発、イノベーティブな活動およびソフトウェアに関する活動を行う場合、その研究、開発、イノベーティブな活動およびソフトウェアに関する活動の結果としてなされた発明により生じた以下の所得の50%については、法人税が免除される。

- ① ライセンス収入
- ② 売却益
- ③ トルコにおける大量生産された発明品の販売により生じた収益
- ④ 特許または実用新案となるべき発明を使用することにより製造された商品の売却益の一部

この免除の対象となりうるのは、2015年1月1日以降に得た所得についてのみである。

さらに、法人税法第5条第B項の対象となる特許および実用新案に関する産業財産権のライセンスおよび譲渡には、付加価値税の免除も適用される。

## 3. 条件

産業財産権に関する所得についての税の免除のためには、以下の条件が満たされなければならない。

- ① 免税を受ける者が以下のいずれかであること。

- ・ トルコに居住しているかまたは事業所を有しているトルコ市民（自然人または法人）
  - ・ 工業所有権の保護に関するパリ条約の対象となる出願をする権利を有する自然人または法人
  - ・ 上記にはあてはまらないが、相互主義の原則により、トルコ市民に特許または実用新案権の申請をすることができる権利を与えている国の国籍を有する自然人または法人
- ② 発明に関するすべての研究、開発、イノベティブな活動およびソフトウェアに関する活動が、トルコにおいて行われたこと。
  - ③ 特許発明が実体審査を経て登録され、または、実用新案が登録を支持するリサーチレポートに基づいて登録されたこと。
  - ④ 免税を受ける者が、特許または実用新案の権利者であるか、または、特許・実用新案に関する独占的ライセンスの保有者であり、または、特許・実用新案の実施をする権利を有すること。加えて、免税を受ける者がライセンシーである場合には、ライセンス契約がトルコ特許商標庁の登録簿に登録されていないといけない。
  - ⑤ 特許または実用新案の登録が有効であること。対象となる特許または実用新案の登録が有効でなければ免税を受けることができない。

この免税を受ける者は、技術開発地域法（第 4691 号）の対象となる免税を受けることができない。技術開発地域法は、納税者が特定の技術開発地域において、同地域内で行ったソフトウェア、設計および開発に関する活動のみにより得られた所得（無形財産のライセンスおよび譲渡によるものを含む）に課される法人税を、一定の条件の下、2023 年 12 月 31 日まで免除するものである。

このほか、付加価値税法第 13 条によれば、投資奨励措置令（2012 年第 3305 号）に準拠した投資インセンティブ証明書を保有する投資会社は、投資インセンティブ証明書の範囲内におけるソフトウェアおよび無形財産に権に関する譲渡およびライセンスにつき、付加価値税の免除を受けることができる。

ソース：

トルコ法人税法

技術開発地域法（第 4691 号）

付加価値税法

投資奨励措置令（2012 年第 3305 号）

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）